

平成 22 年 1 月 8 日

前証協第 80 号

金融庁総務企画局企画課

信用制度参事官室 御中

東京都千代田区神田小

三井住友海上小川町

社団法人 前払式証



(担当：黒澤、北村)

電話 03-3219-0601

資金決済に関する法律の施行に伴う政令案・内閣府令案等  
に関する意見について

標記について、下記の内閣府令案に関する意見を別紙のとおり提出します。

前払式支払手段に関する内閣府令案に対する意見-----別紙 1

資金移動業者に関する内閣府令案に対する意見-----別紙 2

認定資金決済事業者協会に関する内閣府令案に対する意見-----別紙 3

1	<p>第 14 条 別紙様式第 3 号の 第 3 面、5 面 (第 9 条別紙様式 第 1 号の第 3 面、 5 面)</p>	<p>登録申請書の様式第 3 面について、「記載上の注意」として「当該業務を委託先に行わせる場合には、その委託先の営業所を記載すること。」とされ、所在地及び電話番号を記載する様式となっている。</p> <p>また、様式第 5 面では、「記載上の注意」として「前払式支払手段の発行にかかる業務（製造、保管、搬送、販売、残高集計、システム管理及び資金決済）の全部または一部を委託している場合に、前払式支払手段の種類ごとに記載すること。」とされている。</p> <p>一方、登録申請書は、法第 9 条第 3 項の規定により公衆の縦覧に供されることとされている。</p> <p>しかし、例えば、利用者に関する情報や残高データの管理を委託している場合など、情報の安全管理やシステムのセキュリティを維持する観点から、業務委託先とその所在地、委託業務内容を公にすべきではない場合があるものと考えられる。</p> <p>したがって、様式第 3 面については「委託先の営業所の記載は要しない。」こととしてはどうか。</p> <p>また、第 5 面については、「製造、保管、搬送、システム管理」の委託先等セキュリティ上の問題が生じる場合は記載を要しないこととし、公衆縦覧の対象とならない添付書類にて提出するものとしてはどうか。</p> <p>なお、発行届出書の様式第 3 面及び様式第 5 面についても、登録申請書と同様の取扱いとしてはどうか。</p>	
---	---	--	--

1	<p>第 4 条 別紙様式第 1 号 の第 3 面、6 面 (第 4 条 別紙様式第 2 号 の第 4 面、7 面)</p>	<p>登録申請書の様式第 3 面について、「記載上の注意」として「当該業務を委託先に行わせる場合には、その委託先の営業所を記載すること。」され、所在地及び電話番号を記載する様式となっている。</p> <p>また、様式第 6 面では、「記載上の注意」として「資金移動業の全部または一部を委託している場合に、資金移動業の形態ごとに記載すること。」とされている。</p> <p>一方、登録申請書は、法第 39 条第 3 項の規定により公衆の縦覧に供されることとされている。しかし、例えば、利用者に関する情報や残高データの管理を委託している場合など、情報の安全管理やシステムのセキュリティを維持する観点から、業務委託先とその所在地、委託業務内容を公にすべきではない場合もあるものと考えられる。</p> <p>したがって、様式第 3 面については「委託先の営業所の記載は要しない。」こととし、様式第 6 面については、「受託者の住所」は削除することとしてはどうか。</p> <p>なお、別紙様式第 2 号の様式第 4 面及び様式第 7 面についても、上記と同様の取扱いとしてはどうか。</p>	
---	--	---	--

(別紙 3)

認定資金決済事業者協会に関する内閣府令

H22.1.8

1	第 2 条第 4 号	本 4 号の規定により、登録申請書の添付書類として「役員の住民票の抄本」が必要とされているが、本籍地については機微情報でもあることから、「(本籍の記載のあるものに限る。)」との文言は、削除することが適当ではないか。	
---	------------	---	--